

令和5年11月8日

保護者の皆様

川崎市立向丘中学校
校長 堀口 和也

インフルエンザに罹患した場合の登校許可書の取扱いについて

インフルエンザは、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然現れる、感染力が強い病気です。学校においては、学校保健安全法施行規則第19条で、出席停止期間が決められております。

川崎市立学校においては、以前から、川崎市教育委員会と川崎市医師会との協議を踏まえ、感染症の拡大防止の観点から医療機関が発行する登校許可書の提出の協力を保護者様にお願いしていましたが、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時流行した場合の医療のひっ迫を回避するために、当面の期間、医療機関が発行する登校許可書の提出を求めないことといたしました。ただし、その他の学校感染症については、登校許可書の提出をお願いします。

インフルエンザと診断された場合は、次のインフルエンザ出席停止期間は十分療養し、医師の指導のもと、回復してから登校するようにしていただきますようお願いいたします。その際、保護者の方が下記の「インフルエンザ療養報告書」または別用紙にて療養経過を記入し、学校へ提出していただきますようお願いいたします。

こちらの用紙は、学校のホームページにも掲載していますのでご活用ください。

【インフルエンザ出席停止期間の基準】

「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とする。」

保護者の方が記入してください

インフルエンザ療養報告書

年 組 生徒氏名

- ①発症日（発熱日） 令和 年 月 日
- ②受診日 令和 年 月 日
- ③療養期間 令和 年 月 日 ～ 月 日
- ④受診医療機関名

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過して、体調が回復しましたので、登校させます。

令和 年 月 日 保護者氏名

治癒して学校へ登校する際に、担任へご提出ください。